

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第2回美幌町行政改革委員会
開 催 日 時	平成26年12月25日(木) 18時30分 開会 19時55分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ会議室2
出 席 者 氏 名	委員 森委員、池委員、大津委員、小川委員、加藤委員、倉知委員、 志布委員、白石委員、福田委員、久山委員 町 平井総務部長、露口まちづくり主幹、田中税務主幹
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	遠藤政策担当主査、小澤政策担当
議 題	1 サービス制限条例について 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	
会議資料の名称	【資料1】 ・美幌町町税の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する 条例(案)の概要 【資料2】 ・制限対象行政サービス事業(案) 【資料3】 ・行政サービス等の制限に係る事務手続きの流れ(案)
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹 (前項に引き続き)	前回は3月に資料をお渡ししたかと思いますが、全部で67事業ありました。そこに、行政サービス制限をかけられるかわからない事業を含めての67事業でした。今回その中から、最終的に絞りまして、今回の21事業というかたちで、原案として作成させていただきました。 絞った経過としましては、この間も話しましたが、憲法に保障されている生存権だとか、普通教育を受ける権利だとか、そういうふうについているサービスにつきましては、制限から除外すると。 あと、それ以外につきましては、いろいろと検討しましたが、今現在条例や規則、あと要綱、実際に制限されているものがありまして、この間の67事業に入っていましたが、その分については除外しまして、条例規則要綱の網にかかっていないものにつきまして、今回網掛けをしたいと選定させていただきました。今後につきましては、条例規則要綱に定めているものも時期をみて、行政サービス制限条例の方に組み込めるようにしていきたい。しかし、それがいつになるかわかりません。条例規則要綱で行政サービス制限条例の網掛けをしたいということでもあります。今回その事業案ということで、資料2にあるんですけど、右側の方に訂正前名称ということで、記載してありますが、こちらが前回3月のときに、資料で渡したときの名称となっております。正しい名称としまして、直したものを左側の枠に入っている行政サービス事業ということで、今後提案して考えていきたいと思います。あと、67事業に入っていなかった事業が2つあります。No.6の「飲用水水質検査補助金に関すること」ということで、こちらの方が、井戸水を飲用している妊婦及び0才児在宅世帯に対する、水質検査費用の助成。前回入っていなかったが、担当グループと内容を検討しまして、こちらの方も行政サービス制限の中に入れることは可能だという結論をいただいたので、今回載せることにしました。あと、もう一つがNo.20の「普通河川における許可を要する行為に関すること」ということで、こちらにつきましては、普通河川において、工作物の新改築や草木を栽植したり、河川敷を占有や土石等を採取したりする場合等の許可。こちらも担当グループと協議しまして、行政サービス制限条例に入れることは可能ということで、追加させていただいております。 また、内容を変更したものを一つありまして、No.15の「新規就農者等支援事業補助金の新規就農者及び独立就農者等への補助金に関すること」ということで、こちらの一部内容を変更しました。変更した内容というのが、67事業を名簿の中に入れたときに、単純に新規就農者等支援事業補助金と載せてありましたが、その内容を担当グループと再度確認したところ、町単費で出す補助金と、JAと半分ずつ出す補助金の2種類の補助金となっております。前回JAと半分の分も含めて、制限するといって事業を入れていましたが、今回、町単費の分だけとなりましたので、新規就農者及び独立就農者等という文言をつけまして、町単費の分だけ付け加えさせていただいております。以上全体で21事業ということで、絞らしていただいたんですけど、この事業の数が、多い、少ないと出てくるかと思いますが、先ほども言いましたとおり、すでに規則要綱で制限しているものがあるということで、将来的には、その分と、あるいは、今後新規事業も出てきますので、サービス制限条例の中に組み込めることができるかということも出てくる。増えていたり、減ったりすることもある。今の段階では何とも言えない。現在の状況では、この21項目で基本的に進めていきたいということで考えております。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹 (前項に引き続き)	続きまして、資料1になります。「5 特例措置」について、基本的に滞納していれば、サービスを制限するということが通常なのですが、ただ中には納められない方もいらっしゃいますので、そのような場合につきまして、納税誓約。いわば、分納ですね。例えば、10万円を2回、3回に分けて払う措置。納税誓約の措置がありまして、こちらの措置が認められれば、サービスについては制限しないで、そのままサービスを許可するというものであります。これが特例措置ということになっておりまして、「(1) 特例措置の適用【資料1】」滞納者から次のとおり納税誓約書の提出があり、それを承認した場合には、行政サービス等の提供に関する手続きを進める。ということで、通常の申請時点、何々のサービスを受けたよという申請を受けてきた場合、滞納があるか調べて、そのときに滞納があった場合については、納税相談をし、分納誓約をして、その内容が確認されたら、行政サービスを受けられるということでもあります。 「②行政サービス等を受けている期間に災害その他の特別な事情により納付ができなくなった場合に、その理由を付した納税誓約書を提出した場合」ということで、こちらの方は申請して、すでにサービスを受け始めている。その状態で、途中経過の部分で、滞納状況を確認することになるんですけど、そのときに滞納が発見されれば、滞納の申し入れがありましたら、通常滞納ということなので、サービスを制限することになるんですが、その事由が災害その他特別な事情。例えば、怪我や病気、会社や個人事業主であれば、倒産等の理由が挙げられるのですが、そのような場合について、納期ごとに払えないということであれば、分納したいといったかたちで分納誓約書を書いていただく。その分納誓約書の内容が認められれば、引き続きサービスを継続して受けられるかたちとなります。 「(2) 特例措置の取消し【資料1】」ということで、今お話ししました特例措置が適応されまして、ただその特例措置の内容が、納税誓約書を作成したが、履行しない。約束を守らないということになれば、特例措置を取り消すというかたちになります。これが特例措置の適応となります。 続いて、「6 審査委員会の設置」ということで、今までご検討いただいた話の中で、サービスを制限することなので慎重にやっていただきたいとご意見等たくさんいただきましたので、今回審査委員会を設置するという項目もいれたいということでもあります。内容は、仮の名称ですが、「美幌町行政サービス等制限対象者審査委員会」を設置するということで、町長は審査委員会の意見を聞き、制限の可否について決定する。また、審査委員会の委員は、副町長を委員長に、総務部長、税務主幹、行政サービス担当主幹とする。ということで、制限措置の審査をするということでもあります。審査委員会の委員につきまして、先ほどお話ししました副町長とはじめとしました10名程度を想定しております。正式な資料ではないですが、税務グループの方で調べた範囲なんですけど、サービス制限条例を制定しているのは、道内で36市町あります。そのうち管内が5町ということで、雄武町、遠軽町、小清水町、清里町、斜里町があります。このうち、審査委員会あるいは審査会を設けているのは、全道で10市町あります。管内では雄武町だけです。その審査する内容で、サービス制限措置の審査のみの自治体は1町だけです。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹 (前項に引き続き)	その他は氏名公表や特定滞納者の認定の審査をするとそれが審査の内容となっております。 昨年、道内の視察をしまして、上富良野町においても審査会を設けているんですけど、その構成員は弁護士や税理士、あるいは学識経験者の第3者だけの審査となっております。上富良野町は氏名公表も実施しているの、氏名公表の適否について、町長に答申して、その結果を尊重して、最終的には町長が氏名公表をするかしないか決定することとなっています。 あと、赤平市においても審査会を設けていまして、赤平市職員6名で構成されております。赤平市は特定滞納者の認定をするという内容となっております。納税誓約を守らない、お金があるのに税金を納めない等の、言葉が悪いですけども、悪質な方を認定するためのものとなっております。審査する内容、氏名公表や特定滞納者を認定するための審査をするのか、サービス制限措置だけの審査だけにするのか。また、その審査会の構成員についても、第3者だけで構成するのか、役所の職員だけで構成するのかということで、各市町のやり方でいろいろと違っています。本町が設けようとしている審査会は、先ほど資料1で説明しましたが、役場職員10名程度で構成するという、審査する内容については、行政サービスの申請手続きの停止及び行政サービスを受けている間に滞納となった場合の行政サービス自体を停止する場合の可否について審査を行う。要するに、サービス制限措置の審査のみとなります。町長はその審査会の意見を聞いて、制限措置をするかたちになります。そこで先ほどの上富良野町の第3者を入れなかった理由としましては、例えば、氏名公表であれば、氏名公表することによって、事業主、会社経営が困難になる場合もある。あるいは、個人であれば、社会生活上の不利益を被ることも出てくることが予想される。重大な決定については、第3者の意見をとり入れて決定することが、その第3者を入れている主な理由となっているようである。本町の場合におきましては、氏名公表等を行いませんので、単純に滞納者への制限措置の可否について審査することです。審査の内容ですが、例えば、滞納事実の確認、滞納になった経過、分納ができないのかどうかという可否について、滞納者なのかどうかの事実認定をするかたちとなります。守秘義務や滞納者の認定につきましては、役場内部資料のみで、滞納の事実認定ができますので、今回役場職員のための構成ということで、考えております。実際、審査委員会を設けていないところもありまして、ただ、美幌町においては、税務グループだけの判断でとなりますと、客観的な部分が足りないということになりますので、慎重な部分と客観的な部分を入れるということで、今回審査会を設けて、制限措置の審査をするということで、提案させていただきたいということになります。 続きまして、裏面「7 その他」になりますが、「(1) 損害賠償等」ということで、事実の誤認等により町民等の権利を不当に侵害したときは、その損害について誠実に対処しなければならない。どこの市町でも付け加えている状況でありまして、美幌町でも当然、町民等の権利を不当に侵害したときは、損害賠償するということになります。今回条例案ということで、こちらが今回提案させていただきたい概要となっております。実際の条例なんですけど、本当は条例もお見せできればと思うのですが、ただ今、最終的なチェックをしております、条例の担当に見ていただいている段階なので、こちら今回出しておりません。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹 (前項に引き続き)	今回、概要ということで説明させていただきました。 また、皆さんが一番気になると思うのが、いつやるのか。前回からいろいろとやっています、視察に行ったり、今回で4回目の会議で説明させていただきますが、中々延びていて、申し訳ございません。3月の議会にあげて、周知期間を置く。あるいは、6月議会にあげて、10月施行。この2つで現在考えております。あと、会長の方からもご意見をいただき、上富良野町に視察行った部分で、サービス制限条例とコンビニ収納を同時に導入しています。上富良野町は平成19年4月に滞納者の制限をする代わりに、納税環境も整備しようということで、コンビニ収納を導入した。コンビニであれば、どこでも納められる。滞納の理由として多いのが、仕事が終わってからだと、銀行も閉まっているし、納められないということもありますので、コンビニ収納を導入すれば、ほとんどのコンビニが24時間やっていますし、時間制限的な理由がつかない、つけられない部分もありますので、コンビニ収納も同時に導入してということで上美幌町もやっています。新聞等の報道でご存知かと思いますが、美幌町も来年4月からコンビニ収納を導入することになりました。4月からのコンビニ収納につきましては、税以外についてもできるようにと、例えば公営住宅の使用料、保育料、介護保険料の普通徴収分、後期高齢者医療の普通徴収分、こちらも併せてコンビニで納められるようにということでもあります。町内でいけば、12店舗のコンビニがあります。セブンイレブン4店、セイコーマート5店、ローソン2店、スパ1店ということで、全部で12店舗あります。全道で2,900店舗、全国では約55,000店舗ありますので、24時間365日、土日祝日、全国どこでも支払い可能ということで、当然、納税者の利便性が高揚するのではないかと期待しております。 今回、サービス制限条例の制定にあたりまして、コンビニ収納も導入するかたちになりますが、会長も心配された部分でいい方向に進むことを考えております。 あと、資料3ですが、今説明させていただきました事務的な流れです。行政サービスの申請がありまして、滞納あるなしでやり方が変わってくるのですが、滞納なしであれば、サービスなりを許可し、滞納ある場合は、審査委員会を経て行政サービスを制限する。滞納があっても分納誓約を出して承認されれば、サービスについては許可する。滞納がなくて、サービスを受けているが、その途中で滞納があった場合については、滞納があって、そのままであれば、サービスを中止しますし、滞納になったけど、分納誓約を出して、それを認められれば、特例措置としてサービスを受けられます。納税誓約の承認ですが、承認した場合については、本人に通知することで考えております。また、サービス制限については、先ほど言いました審査委員会を経て、制限することになりますが、制限するときには、勿論、本人に通知することで考えています。 以上、こちらが原案ということで考えているサービス制限条例の内容となりますので、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。
会長（司会）	今、税務主幹から説明がありましたとおり、皆さんの方で聞きたいこと、あるいは、ご意見がありましたら、どうぞ。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員 (以下、質疑等)	それでは、制限対象行政サービス【資料２】のNo.2 1「指定管理者の指定に関すること」の中身について、お聴きしたいことがあります。先ほどのお話しにもあったように、前回行政サービス6 7項目で今回制限対象行政サービス2 1項目になったのですが、前回のNo.3 1「プレママサポート」があって、これは妊婦に対するサポートで、申請が1 3 9件あり、今回はこの対象から外れております。今回この書面で、No.1 4「子育て支援補助申請」で1 9 0件あり、「エンゼルサポート1 2 0」は制限の対象に入っている。子どもが生まれる前の妊婦は制限入らないで、子どもが生まれてから制限があるんですね。何故、そういうかたちになったのか。両方ともなるのであれば、これは女性に関してのことなんだが。生まれる前、生まれた後、つまり、生まれた後に、制限対象に入ってくるんだね。だから、何故、このようなかたちになったのか。
税務主幹	サービスの内容ですが、プレママサポートにつきましては、町内に出産施設がないということで、妊婦世帯の経済的負担を軽減するという内容となっております。町内に出産施設があれば、こんなことをしなくてもいいんですけど、残念ながら、今美幌に出産施設がないということで、そのための助成ということになっております。 一方、エンゼルの方につきましては、紙おむつを捨てるためのゴミ袋の支給というかたちになっております。先ほど言われたとおり、子どもが生まれてからの子育て支援になるんですけども、内容的な重要性。プレママについては町内施設、町内には出産施設がないということで、もしそれを制限してしまうと、その分町の負担で病院に行ってくださいことになりますので、例えば、助成しなくなることで行けなくなることがあるかどうかは何とも言えませんが。そうすると、大変なことになりますので、町で子どもを産めない。そのための町外の病院へ行くための交通費なので、それが行けないとなると、そこまで助成を制限することはいかなものかという部分があります。もう一つにつきましては、単に投げるための袋なので、町の助成がなくても、普通は袋って用意しますよね。ゴミを投げるために用意しますよね。それをただ、紙おむつの部分の助成なので、それがなくてもお子様に対して、どれだけ不利益が被るのか、そこまで不利益は少ないだろうという判断で決めさせていただきました。
委員	つまり、妊婦の方は、早い話1年くらいですよ。子どもさんが生まれると、2年から3年くらいになりますよね。子どもができれば、女性は良いかと思いますが、お金がいろいろと掛かります。エンゼル1 2 0の方がね、生まれた後だから、大事じゃないかなと今日聞いてみた。
税務主幹	例えば、前回これと同じでいただいた福祉の部分の制限について、慎重にという話をいただいたかと思いますが、今回、福祉の部分で交通費の助成数件入れております。こちら福祉なのだから、サービス制限していいのという部分を率直な疑問等あるかと思いますが、基本的に憲法で保障されている生存権であったり、教育を受ける部分と同じように、当然福祉の根幹に係わる部分を制限することはありません。ここに出したのは、あくまで交通費の助成。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹 (前項に引き続き)	本来、ご本人が負担して、その他に町が上乗せして助成しようということにあたるので、本人が全くない部分で補助したりすることをカットすることではない。町単独のお金を使って、助成・補助しようかと上乗せの部分のものでありますので、福祉の根幹に係わる部分は制限することではありませんので、この辺については、ご了解いただけるということで入れてあります。実際、制限条例を作っている市町におきましても、福祉の部分は、当然入っている市町が多いです。ただ、入っていないところも確かにあります。皆が皆、入れているというわけではありません。視察に行った3市町は入れていましたよね。どこもそうなんですけど、福祉の根幹に関することは制限しておりません。今回も同じように、プレママの上乗せ部分を制限させていただきたいと考えています。
委員	単純ですけど、120って何ですか。 あと、墓園等の使用許可。新しく墓地を買おうという人に対しても同じだと思うんですけど、管理・手入れされていない墓地って、いっぱいあるような気がするんですけど、一旦貸与しているものを町外に行ってしまうと、元に戻すのは難しいのでしょ。これとは関係ないことですけど。
税務主幹	担当ではないので、何とも言えない。当然、管理する方とやりとりできない部分があって、難しい状況になっている。すみませんが、詳しいことはわかりません。
事務局	120の件ですが、2年間でごみ袋120枚。1年間60枚。月にすると5枚。週1枚ということです。
委員	ということは、対応する期間は2年間ということですね。
税務主幹	概要の説明の中でもありましたが、分納誓約は認めますので。
委員	いや、わかりました。これはしないわけではなく、払えば関係ないもの。また、分納誓約すればね。
税務主幹	当然、これを作っているどこの市町でもそうなんですけど、単純に滞納しているからといって、バツサリ切るわけではなくて、その辺は納税相談で聞いて、分納誓約というかたちをとって、サービスを認めるというのはどこの市町でもとっておりまして、個人というか納税者、その状況に応じて処理するかたちになろうかと思えます。だから、最終的には赤平市は特定滞納者ということで、納税誓約を守らないだとか、お金があるのに払わないとか、そういった人を特定滞納者として選定しているんですけど、実際、選定しなくてもやっていく中で、最終的には特定滞納者を言葉は悪いですけど、悪質な方のみを限定していくかたちになろうかと思えます。通常いろいろお話しすれば、分納誓約したり、状況を掴めることもできます。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	具体的な判断。名簿は各部署にあるというけど、どこの窓口でも判断できるのか。実際に運用するときは。
税務主幹	例えば、何とかのサービスを受けたいとその窓口に行きます。行って、申請を出します。そのとき、今考えているのは、滞納の確認の有無について、税務グループに確認していいよと同意書をもらうようにしようかなと考えています。サービス制限の申請をして、税務グループで滞納状況を確認して、いいよと同意をもらって、そのサービス担当の窓口が役場の税務グループの窓口に行って滞納の有無を確認。確認するのはそれだけです。滞納があるかないか。滞納の額については、教えませんので。滞納有る無しだけの確認です。
委員	全員にそうするわけじゃないですよ。全員にするのですか。
税務主幹	申請があれば、当然、全員に滞納の有無を確認します。今の状況でしたら、21項目の部分で、申請があれば確認いたします。それが1件なのか、100件なのか。サービスによっては違いますが。
委員	この21項目のサービスを受けようとしたときには、それが必要ということか。
税務主幹	はい。
委員	大変ですね。
税務主幹	ものによって、件数が多ければ。その分、確認作業が大変。時間を要することが出てくるかと思います。
委員	言葉悪いですけど、ブラックリストを回しておくわけにはいかないのね。
税務主幹	そうですね。役場内部にも守秘義務がありますので。そのために、滞納有り無しということでもありますし、同意書をとるという部分もありますので。
会長（司会）	他に何かありますか。 それでは、私が伺っていいですか。この許認可はいいとしても、補助の部分で、先ほどの福祉の根幹に係らない。わざわざ制限条例規則要綱に省いているのに、入れちゃった。省いた理由が、あったはずなんですけどね、条例規則要綱から。そこから残ったものが21項目あるということなんでしょ。わざわざ省いていたものをまた入れちゃったという感じがするんだけど。福祉関係だから、条例規則要綱から省いていたと思うのですよね。
税務主幹	省くというか。事業ができたときに、そこまでこういう条件を付けるかということはないかな。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	福祉関係の場合は、申請者以外の受益者、扶養家族が多いですね。No.13の高齢者等介護用品給付事業等ね。こういう人たちは、自分の知らぬ間に、制限を受けてしまうのかなという気がします。どこの地点で、心身障がいなのかの場合。本人も知らないのですよね。交通費の助成が一部省かれても、それは親が払っているからということなのでしょうけど、当人が全然知らないうちに申請に行って、「駄目ですよ」と言われて、酷かなという感じがします。申請に来るのは当人が来るわけでしょう。 また、特にNo.14の「エンゼルサポート120」を制限するのもどうかかな。
税務主幹	内容によっては、町道民税が非課税な方も中には居たり、町道民税非課税でも固定資産税とか持っていれば、課税になるので、滞納していれば、こちらの条例に引っかかると思いますけど。ただ、先ほど言った福祉の根幹に係る部分ではないし、申請して滞納だからといって、「駄目ですよ」という言い方はしないので。滞納があるので、サービス制限条例に引っかかるので、納税相談してくださいというかたちになりますので、先ほどもありました「駄目ですよ」という処置にはなりません。その辺はご理解していただきたい。 地方自治法と町の自治基本条例にもありますが、行政サービスを受けるために応分の負担はしていただく規定がありますので、その部分を考えてほしいと思います。それ以外で福祉の部分が出てくるかと思いますが、応分の負担は必要になるかと思っています。
副会長	私も会長の話を聞きまして、腑に落ちないわけではないですが、また、主幹の話しもわからないわけではないのですが、腎臓機能障害であれば申請3件ですよね。あと、特定疾患であれば16件だよ。なおかつ、腎臓機能といえ、人口透析だから、助成がなくても自分の命に関わることだから行くでしょ。その中でちゃんと納税していれば、補助しますよという話し。全てにおいてね。紙おむつ、ゴミ袋に関しても、有っても無くても買うでしょ。理屈がわかるんだけど、どうなんだろうね。
税務主幹	町の単独の税金を使って、助成させていただいているので、副会長が言われたとおり、補助・助成が無くても、買わなくちゃいけないものだし、当然あると思いますので。その部分で町のお金を使って、一部助成をさせていただきたいということなので、滞納になっていけば制限の対象にということです。
会長	制限対象行政サービスのNo.7～14で、年間で補助・助成額はいくらになるのですか。
税務主幹	申し訳ありません。手持ちの資料がないので、わかりません。
会長	審査会があるので、恐らくこの部分も審査していただけるかと思うので。
税務主幹	まだ条例ができていない、運用されていない中で、申し上げるのはどうかと思いますけど、実際、条例ができて運用が始まって、その時々的事例で、多分判断するかたちになると思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	こうやって決まっているんだということではなくて、柔軟な判断をしてほしいですね。
税務主幹	そのときの事例で判断するということは、滞納があってもサービスを許可する、継続することがあり得るのは、考えています。
会長	是非、そうしてもらわないと、今みたいなケースが出てくると思う。
税務主幹	サービス制限条例なので、名のとおり制限する。滞納者については、制限するのですが、今言われたように心身や個別の状況によっては、いかがなものかというものが当然100%出てこないとは言えませんので。状況によって、審査委員会の審査をとおして。
会長	文書にしとかないのですか。
税務主幹	そこまで細かく文書にはしないですね、通常は。細かい部分までは規程にしていないですね。
会長	私たちの意見としては、柔軟に対応して、福祉関係は特に。原課は大体わかりますけど。規則条例のどこにも入っていないものをわざわざ引っ張ってきて、入っていないから、ここにするんですという感じがあるんですよ。規則条例67項目あって、入っていないのが21項目。ほとんどが福祉関係なんですけどね。
副会長	申請件数が多いから狙ったのかなって。ただ、これだけで申請件数3件のものものというのとはわからなかったけども。
税務主幹	いえ、そんなことはしません。
委員	選んだ基準は？町単独？
税務主幹	そうですね。町単独で行っている事業です。
委員	この21事業を選んだ理由は？
税務主幹	条例規則要綱で制限しておらず、町単費の事業ということで、選びました。要するに、町の税金の滞納者の制限をするので、町の税金で行っている事業を対象にしています。他のまちによっては、税金以外の〇〇使用料等を滞納していると、サービスを制限するところも中にはあるんですよ。
委員	先ほど数字がチラッと出ていましたけど、人口透析3人しか申請ないのですか。70～80人くらいの方は自家用車で行っているということなんですか。昨年10月の資料で3件となっているんですけど。
税務主幹	平成23年度のデータです。中身、どういう方が申請しているのかは承知していません。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	会長、福祉ハイヤーは、普通のハイヤーのことをいうのですか。
会長	通院するときにハイヤー使う人がいるでしょ。
委員	人口透析する方も福祉ハイヤーのチケットをもらうのですか。
会長	もらっている人もいるのではないのでしょうか。
委員	交通費に係る助成と同じ意味ですか。 全部、福祉ハイヤーなんですか。福祉ハイヤーとは別に走っている違う名前のハイヤーがありますが、あれのことではないんですか。 北交さんのことをいうのですか。
委員	タクシーチケット。
委員	福祉ハイヤーの１項目で済むんじゃないですか。
税務主幹	事業は別になっている。交通費の助成と福祉ハイヤーに。
委員	No.7、8も交通費の助成でしょ。
税務主幹	同じ交通費の助成なのですけど、交通費の助成とＪＲだとか、バスだとか。
総務部長	いろいろある。ハイヤーはハイヤーだけ。
会長	例えば、精神で網走にということであれば、ＪＲを使って、ＪＲ料金の何割かが出ていますけども。
委員	人口透析の方は、身体障がい者の手帳を持っていますよね。あれは、国の助成ですか。交通費が半額になるだとか。それとは、別に町が出しているのですよね。
会長	そうですね。別ですね。 障がい者手帳を持っても、通院におけるハイヤー代は半額にはしませんよ。
税務主幹	中身によっては、国の助成と重なる部分があれば、それを抜いて町が助成する。他の助成があれば、それを抜いて、残った分で助成するという制度になっている。
副会長	最終的には、パブリックコメントをいただくんですよ。
税務主幹	はい、パブリックコメントを経て。
副会長	そしたら、福祉関係者は突つつくんじゃないかなと思う。我々の意見を踏まえた答弁はしてもらおうということでお願いします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
副会長 （前項に引き続き）	ただ単に文章の上っ面を読めば、「何だ、切り捨てか」と思うけど、ちゃんと言え、わかってくれると思うし、捉え方によっては、難しいかもしれない。
委員	関係のないことかもしれませんが、資料１の「２ 対象となる町税」の中に、これを納めない人ということですよ。町たばこ税とありますが、これを納めない人はいるのですか。
税務主幹	これは、業者なんですよ。一般の人は、業者にお金を払って、業者が代わりに税を納めるというかたちなんです。通常は、有り得ないんですよ。納める業者は３社しかないんですけど、その業者が納めないということは間違いなく有り得ないので、ただ、今回対象とするのが町税ということなので、町税の規定は、町の町税条例に規定した税ということで規定させていただく。その中に、たばこ税も入っているんで規定させていただく。実際に、たばこ税を滞納することは有り得ない。
会長	入湯税もそうでしょ。
税務主幹	入湯税は今のところ課税になっているところがない。 特別土地保有税というものがあるが、新規の課税、平成１５年から停止になっているので、実際に課税されるものはありません。 実際に滞納が出てくるものかというと、町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税ですね。
委員	関係ないんですが、もう一つ教えてください。先ほど、コンビニ収納ってありましたよね。この費用というのは、町で掛かるんですか。どのくらい掛かるのか。
税務主幹	掛かる費用としたら、取扱手数料１件あたりいくらかと掛かるんですけど、町の方で負担させていただきます。今のところ、１件あたり税抜きで５７円ということで、考えています。
委員	１件あたり５７円掛かるが、それ以外には。
税務主幹	設備等は要らなく、今現在、町の方で賦課収納しているシステムがあるんですけど、そちらのプログラムを修正するかたちで、できます。ですので、新たに設備等を設ける必要はありません。
会長	ちなみに口座引き落としは何％ですか。
税務主幹	口座振替は、約４０％ほどです。
会長	それ以外の方がコンビニを利用できるということなんですね。
税務主幹	そうですね。納める選択肢が増えます。
委員	全国どこでも美幌町の税金が納められる。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹	そうですね。美幌には先ほど言ったセブンイレブン、セイコーマート等しかないのですが、道外には道外にしかないコンビニもあるので、そちらの方とも提携して納められるようにしますので、ほとんどのコンビニで納められることができます。固定資産税等、町外で持っている方が結構いらっしゃると思いますので、そういう方には更に良い制度かなと思います。また、仕事等で忙しい人にも便利です。
委員	払いに行けないと、言い訳できないですね。
委員	条例の中の審査委員会で、こういうふうに意見をもらうとかあるのですか。これとこれについて、意見をもらうとか条例に入っていますか。
税務主幹	そこまで入っていないです。細かくは条例の中には規定していなくて、他に規則なり、審査委員会の要綱なりと作るので、もし規定するとなったら、そういったかたちになります。
委員	今、考えているものはあるのですか。
税務主幹	現在、検討中です。具体的なものはできていないです。
委員	具体的なものができたら、示されるのですか。
税務主幹	当然、（平成26年）1月から皆さんに検討いただいていますので、最終的には条例案、規則や要綱ができましたら、お知らせしようと考えています。今、ご意見いただきましたので、その辺も含めまして検討させていただきたいと思います。
会長	他、いかがですか。
委員	条例の最終案は、いつ頃示されるのですか。今度の会合でですか。
税務主幹	3月か6月にはかけたいということで、先ほど冒頭でお話しさせていただきましたが、最終のチェックは条例の担当もいますので、現在確認をしてもらっている段階でして、時期的に年明けになると思うのですが、年明けには最終的な原案を当然作らないと、時間的にも間に合いません。その時点でお知らせしようと思っています。 行革の委員さんにおきましては、行革委員会でご検討していただく分に関しては、今回で終了させてもらっていいのかなと考えています。最終的な原案ですが、問題なのは制限する事業、あと、慎重にやってくれという話をいただいていますので、その部分で審査委員会を設けてやるということを含めさせていただきました。 最終的には、要綱等を作りたいのですが、皆さんにお集まりいただいて、ご検討いただくことは今回で終了と考えていました。当然、条例案等できましたら、今までこれだけご検討していただきましたから、内容についてはお知らせすることで考えています。
委員	お知らせすることは、送付してくれるということで。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹	そうですね。
委員	すいません、また、元に戻るようですが、No.6「飲用水水質検査補助金に関すること」ですが、No.5のところで、井戸水を飲用している町民に対して、水道水として適しているかと調べた結果、浄水装置が必要ということで、補助するという事なんですが、No.6では同じ井戸水を使用している妊婦及び0才児。これも町民だと思うのですが、何故わざわざ水質検査の項目を、妊婦、0才児と限って、特定して項目が出てくるのですか。井戸水を使っているのが、町民であって、妊婦、0才児であろうが、皆検査しないと補助の対象にならない。これは検査するだけなのですか。
税務主幹	そうですね。水質検査費用の助成をするということですね。
委員	No.5の水質検査の費用は自己負担ということですね。
税務主幹	検査と浄水器で別です。
委員	浄水器を設置したいというと、問題があるか検査するわけでしょ。そうしないと、浄水器の必要性がわからないでしょ。私、井戸水使っているけど、浄水器付けたいと言ったら、補助がもらえるわけ？でも、浄水器付けなくても、飲める井戸水があるわけでしょ。
総務部長	基準を超えているものだけです。
委員	基準を超えているか、いないか検査するわけですね。 妊婦と0才児に限って。
総務部長	妊婦、0才児は亜硝酸性窒素の影響を受けるのですよ。 一般の我々は影響を受けないのですよ。 ここが大事なところなので、検査もみますよ。 一般的には、自主検査です。
委員	誰かに検査してもらうのか。結果的に飲めないと検査票があがってきたら。
総務部長	そう。浄水装置を付けたいって言ってきたら、補助申請していただく。
委員	当然、サービス制限の事業の中の説明文は勿論無いわけだから、これだけ見るとなかなかわからない。先ほどの福祉ハイヤーもそうだけど。
会長（司会）	特にないですか。 なければ、税務主幹から提案ができた時点で、皆様の方へ送付する。 サービス制限条例については今回で。会議をもつのは今回で終わりということでもいいですか。3月になるか、6月になるかは内容によって、お知らせいただけるのですね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
税務主幹	また帰って、個別に見ていただいて、意見等が出てれば、私の方にいただければ、内容等を検討する部分があるのかと思います。
会長	統一選の前にやるか、後にやるか。
税務主幹	選挙は関係ないです。
副会長	万が一、しないということを言い出したらね。
会長（司会）	ということで、今日はこれでよろしいですか。 長い時間ありがとうございました。次は必ず原案ができて、3月の議会に上程ということで。
税務主幹	お知らせいたします。
会長（司会）	今日のご苦勞様でした。
一同	ご苦勞様でした。